

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和3年第1回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 それでは直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 金城憲治議員、6番 大城勇太議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

それでは、これから議案の上程に入ります。

[大城 毅議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時11分）

再開（午前10時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第3. 議案第17号 訴えの提起について

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第17号 訴えの提起についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。議案第17号 訴えの提起について 令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件の判決を不服として控訴を次のとおり提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めます。提案理由としまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をえる必要があるため提起をいたします。1 当事者 原告 南風原町、被告 町民。2 事件名 損害賠償請求控訴事件。3 事件の内容 宮平学校線街

路整備事業に係る土地収用に伴い、町民から南風原町に対して令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件の訴訟があり、その判決内容は次のとおりである。(1) 町は、原告に対し、928万7,936円及びこれに対する平成26年4月26日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。(2) 町は、原告に対し、20万円を支払え。(3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。(4) 訴訟費用は、これを6分し、その1を原告の負担とし、その余は町の負担とする。4 控訴の趣旨 令和3年3月30日判決言渡、令和2年(ワ)第142号損害賠償請求事件についての判決の結果には、町の主張が認められず納得しがたいことから控訴するものであります。

これまでのてんまつ含め、この詳細については、担当部署のほうから説明をさせていただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 では、議案第17号 訴えの提起について概要を説明いたします。本件は、平成11年度から平成29年度までに、延長960メートルを宮平学校線街路整備事業として整備しました。その終点側の土地の一部を、平成24年8月に用地及び物件補償契約を行い、平成26年4月に工事を完成しました。その後、土地の所有者から土地の評価が下がったとの主張があり、平成元年8月から3回の調停と、平成2年6月から6回の口頭弁論を行い、令和3年3月30日に判決が出ました。判決内容は、町が原告へ928万円及び平成26年度4月26日から支払い済みまで金5分の割合による金員の支払いと、慰謝料20万円の支払い及び訴訟費用の6分の1を原告の負担とし、6分の5を町の負担とするとあり、判決内容は町の主張が認められず納得し難いことから控訴するものであります。別紙、位置図を添付してありますので、お目通しのほどよろしくお願いたします。以上が議案第17号 訴えの提起についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時18分）

再開（午前10時18分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 大変申し訳ないです。先ほど読み上げました「平成」というところが2か所、「令和元年」と「令和2年」、「令和3年」です。訂正いたします。以上です。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 今、部長のほうから詳しく説明ということであったのですが、私はその中身では全く分かりません。何かと言いますと、皆さん方が控訴の趣旨ということで、町の主張が認められず納得し難いと。町の主張とは何なのか。それが分からない。それが認められないから控訴するという意味でしょう。その理由が分からないのが一つ。

それからもう一つは、控訴する期間。私は2週間だと聞いているのですが、これは30日に判決が出ていますよね。そうすると、控訴する期間というのは月曜日になるわけでしょう。その辺、なると思いますが、私は。それで、その月曜日というのは、例えば公務員の仕事が終わる5時なのか。それともその日が終わる24時なのか。その辺がどうなのかが分からない。それで、そういう時期に、今日、議会はこれについて判断を下さないといけない。大城 毅議員からもあったのですが、そのための詳しい資料がまず文書として出ていない。それを判断しろと私たちに言っているわけです。非常にプレッシャーなんですね、これ。要するに、月曜日の13時……、時間は後で答えてほしいのですが、時間がよく分からないですが、その判断を非常に迫られているという、そのことが私たちにはプレッシャーとなって、非常に問題があります。

それと、町の主張が認められると、町の主張は何なのかと先ほど言いましたけれども、町民のほうの主張とどのように違うのか。町の主張はこうだと、訴えているほうはそうだと、それがこういうふうに合わないという説明をもっと詳しくやってほしい。以上。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 ただいまの質疑にお答えします。まず1点目の控訴理由が分からないという件ですけれども、今まで、この裁判が計6回ありまして、その中において毎回毎回口述書を出すのですが、その中においては、毎回違う内容だったりとか、ここで一概にこの部分ですというのが明記できないです。今回控訴するわけですから、この部分が決定されているわけではなくて、今回この資料になっております。今までの裁判の経緯の理由というのは、今までの6回までの内容が個別に変わって、資料が莫大になるものですから、今は、今の議案書の経緯と結果のみで一応明記しています。

2点目の期日については、こちらで確認したところ、2週間というのは、火曜日の5時ということで私たちは認識しています。

町の主張と町民との主張が違うというのは、先ほどの答弁と一緒にではありますが、町民がおっしゃっ

ている内容とこちらの主張、先ほども言いましたけれども、事細かくこの点、この点というのがいろいろあるものですから、この部分の焦点だけというのは明記できないものですから、今、議案としては結果のみを記載しております。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 一つ漏れていましたので、追加でお答えいたします。まず、控訴期限の2週間の捉え方ですが、判決は3月30日に判決が出ました。翌日から計算して、ちょうど火曜日になりますか、13日になります。一般的に裁判所の、いわゆる控訴審を審議する裁判所にこれを控訴するわけですから、一般的には、確認はしていないのですが、通常は執務時間内だと理解をしています。それに間に合うように準備を進めていくということでありまして。

ちょっと補足しますが、先ほどの双方の主張の違いであります。まず大きく一つ分かりやすく言えば、用地買収の際に、いわゆる平面で潰れ地の面積を、評価額を示して交渉したと。結果的にこの場所の高低差が生じるということの説明がなかったということで、そこに大きく食い違いがあって、今回の裁判に発展したということでありまして。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 期日は分かりました。今、副町長がおっしゃった面積、要するに何坪購入するというところでやって、道路が新しくできて高低差がついたと。そのことを補償しろということが、原告側、町民側からやられている。それについて皆さん方はどうなのかという説明がまだないです。そのことは理不尽だと思っているのか、当然だけど額が合わないのか、全く分からないです。その辺は是非説明してほしいと思います。

それともう一つ思い出したのですが、控訴するときに、皆さん方は、例えば新たに立証できるものがあるのかどうか。要するに控訴して勝ると。新たな証拠というのか、ものが出てきて、これなら勝るということなのか。その点をお聞きしたい。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 当時の詳しい説明、やり取りについては担当部署から説明させていただきますが、控訴をすることによって、勝つ見込みがあるのかという質疑であります。この判決内容を読みますと、いわゆる高低差が生じたために、原告の訴えは、これまでの従前の利用価値が著しく低下したと。それによって、町の評価した固定資産税評価額が著しく低下したと。その差額分が実損だということで訴えております。今回の控訴に当たってこの判決文を十分読んでみて、

そしてこれを町の顧問弁護士、そして代理人弁護士、お二人との意見交換、あるいは意見も伺いました。国土交通省が出しているいわゆるこういう潰れ地補償の基準指針を見ても、潰れ地の額を算定する根拠となる資料は、一般的には不動産鑑定士が鑑定をした鑑定額、これを基にやるという、こういう基準があるが、今回は町の固定資産税評価額が、今回の補償額の基礎になっているものですから、これについてはこの根拠が見当たらないと。これについては、改めて控訴審で、そこは町の主張をしたいと。これをやることによって、これまでこういう用地買収からも、いわゆる公共事業の執行、あるいはこれからもあるであろうこういう用地買収あるいは事業の際に、例えば今回の場合、潰れ地がこの面積の2%に満たない1%、本当に僅かな面積なんです。それが果たして損失に、残地補償に該当するかどうか。あるいは、この面積が幾ら切れればこういうものに該当するのか。これが非常に、基準がなくて、やはり今回明らかにして、今後の業務にも生かすべきだということで、裁判所の判断も仰ぎたいという思いもあります。例えばですが、町が面積関係なく全てが残地補償に該当するというで判断した場合に、これは国庫補助事業ですから、当然この後は会計検査というのがあるわけです。例えば、今回の額を町が補償したとなると、これが果たして適正な価格だったのか。場合によっては過大見積り、過大評価だったということにもなりかねないというのもありまして、この辺は弁護士からも、意見としては、これは全国的にもまれな事例だということを知っています。ですから今回、この事件を一つの教訓として、今後の業務に生かすためにも、やはり裁判所の判断を仰ぐべきだということで、今回、控訴の提起をさせていただいております。私からは以上であります。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 寛諄議員から先ほど、この高低差の段差ができるものに対する補償はないのかという質疑があった件ですけれども、この補償契約をするときには、ブロック塀だったりとか立ち木補償とか、もちろん用地費もそうですけれども、その補償は全て行っております。ただ、1メートルぐらいの段差ができる部分に対する補償は、このときに補償基準にないということで、立ち木だったり、この工作物の補償を一応やっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに、今の課長の説明はいろいろな立ち木とかそういうものの補償はするけれども、高低差ができたために、土地の評価が下がるとい

うことに対して補償はないと。これが町の主張だということですのでよろしいですね。そういうことですね。もう少し続けます。3回しか、これでしか終われないので。

それともう一つは、この判決は町の出した固定資産税の評価、評価額がこれだけ下がったからということでこの金額が出ているのであって、実際に不動産鑑定士が鑑定して、その差額がどうなのかということで、判決が出たらオーケーということなのか。そういうニュアンスに聞こえたのですが、それでよろしいですか。要するに不動産鑑定士がやって、その差額が下がっていれば納得ということなのか。先ほど、下がった分に対して補償はない云々言っていたのですが、副町長からその前に話が出たけれども、評価額の差額であって、鑑定士のやったあれではないということをおっしゃっていたので、そういうことなのかと。

それともう一つは、僅かな面積で云々、面積の何%を削ってということでしょうけれども。私もこういうことに対しては素人ですけれども、何%削られようと現状の評価が下がるのであれば、それを補償すべきだと私は思うのですが、何%というものではないと思うのですが、その辺はいろいろ国からの補助事業云々もありましたけれども、当間原の自動車工場のジバードとの関係で、あれも補助事業で補償したけれども、国の会計検査院がこれはその対象ではないということで、返還したことがありますけれども、要するにああいう感じで国からの補助事業で対応できなくても、町独自で対応するという、町当局はこれまでそういう方法も取ってきたわけです。だから、そういう評価が下がるのであれば、鑑定士を入れて、それは補償すべきだと私は思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質疑の、いわゆる割合が、どこから補償対象でそうではないのかについては、一概にその現状によってもやはり判断は違うと思います。例えば一般的に、今回の控訴に当たって、事前に代理人弁護士と意見交換をする中で、いろいろと弁護士の意見を聞いた範囲で、別の件で調べて、自分なりに理解している範囲でお答えして、詳細については、実際の業務に関わっている部署から、もし私の言ったことがおかしければ、訂正させていただきたいと思います。この補償の手引等を読んでいますと、いわゆる施工前と施行後に、著しく経済的価値が下がったということがあれば、これはもう論を待たず、当然やるべきだと。ただ、パーセントという具体的な割合は承知していませんが、やはりこれからすると、原告の工事前と工事後、どういう実損が生じたのかという

ことが、今回の一審ではこの議論が全く採用されなかったということがあって、改めて、実際の売買取引とか経済価値を評価する、裁判所が公的な資料として採用できる不動産鑑定評価額を、改めてこの面から控訴審では問うてみたいということでありますので、これについては、これからの審議になりますので、町の主張をして、その判断を仰ぎたいという立場であります。私からは以上です。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 先ほど、高低差の件で再質疑があった件です。この補償のときには容認の範囲、1メートル弱、先ほどと一緒にではあるのですが、立ち木とかブロック塀とかは、補償基準にあるのですが、1メートル前後の高低差が生じる分に関しては、容認の範囲内ということで、この分の補償は行っておりません。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時39分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それではこの件について質疑をしたいと思えます。質疑をするに当たって、議会ですからインターネット中継もされていますし、後日ではありますが録画配信もされますので、町民の皆さんがいつでも見ることができる状況になると思えます。これは、町民から行政が訴えられていた案件に対して、今度は判決が出て、その判決に対して納得できないから、今度は町が町民を訴えるという事件だと理解をしています。これも先日、新聞報道等で記事が出まして、何名かの町民から、私も「またか。どうなっているんだ」と。非常に厳しいご指摘をいただきました。これ判決が出たことに対して、両新聞社、マスコミ報道もされたものだと思います。冒頭、大城 毅議員からも、この資料はもつとないのかという問合せがあって、執行部から説明された後という、議長からのご指摘もあったので説明を聞かせていただきましたが、やはり今の説明の中では、私たちがこれが本当に、今度は町が町民を訴える、それを判断しないといけないわけです。非常に重たい判断だと私は思います。副町長が繰り返し言うように、納得できない点も確かにあるから訴えるのだと思いますが、これは、繰り返しになりますけれども、これまでの、前回私は一般質問でもやりましたけれども、様々な不祥事、町民から訴えられてきた場合、これまで町としては非があるものは認めて

謝罪して和解する、そういった姿勢があります。今回の案件は、裁判所の判決が出たけれども、納得できないからさらに町民を訴える、そういった判断を私たちはしないといけない。そのために、もう少し私も説明が必要だという観点から、是非今回裁判所からいただいた判決文をお示しいただけないかどうか。やはりその判決文を見た上で、町民の方がどういった主張をしているのか。また町がどのように主張しているのか。何が受け入れられなかったのか。そういったことを、私たちが議員として判断する、考慮する必要があるのではないかと思います。私、今回新聞報道が出た後に、この議案が出るのか出ないのかについても、非常に心配もしておりましたし、今日に至るまでどうしたものかと思慮もしてきましたし、今日、裁判所のほうにも電話をして、裁判所の判決については誰でも閲覧することができるそうです。そして、またその判決文については、ホームページ等には載るかどうかわかりませんが、当然、当事者の町と町民の方には渡っている。そして、その判決文についても、町が町の判断で、第三者、私たち議会に見せることは、何ら問題ありませんということで、裁判所からも回答をいただきました。ですので、是非ともこの判決文を出して、少しその内容を含めて、私たちが考えさせていただけないかと思います。再三ですけれども、今回の事案はこれまでの、まだ不祥事ではありませんよね。ただ、判決としては町が一方的に負けたように見えます。不祥事に見えます。町民も今の段階ではそう思っています。ですから、町民をさらに訴える裁判を起こす、その判断をする前に、是非判決文を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時45分）

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 寛諄議員への答弁の中で、まず冒頭に本来は申し上げるべきだったのですが、今回の、町民から、いわゆる町の公共事業執行に当たっての十分なる事前説明が足りなかったと。まさにそれが今回の裁判に発展した一つの原因だと思っています。町の事業に協力をしていただいた地権者の皆さんには感謝こそすれ、こういう形で裁判闘争に発展したことについては、大変、町の説明責任において若干足りなかったところがあったということは、これはこれまでも認めております。改めてこの場でおわびを申し上げたいと思います。

今の仁士議員の件については、この判決文全てのコピーを差し上げるかどうかについては、これは時間をいただいて、町の顧問弁護士、あるいは代理人弁護士と相談……意見を聞いてみたいと思います。もしそのまま進行ということであれば、この判決文をその場で読み上げてこれに代えるということかどうかということを、この2つの確認をしたいと思いますが、いかがですか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時47分）

再開（午前11時01分）

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 先ほどの仁士議員からの質疑の中で、判決書の提出をということであったのですが、先ほど顧問弁護士に確認しましたところ、現在、控訴、判決は下っているのですが、控訴を提起するというので、これが決定事項ということではなくて、町の判断としてはコピー等の配付はしないということ判断しました。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時02分）

再開（午前11時02分）

○議長 玉城 勇君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 すみません、漏れていました。読み上げに関しても、先ほど言いました控訴になるということ、また個人情報とかの文面ももちろん、この判決文が何ページにもまたがるものですから、いろいろな観点から読み上げもしないほうがいいということ、弁護士の方に判断を仰ぎました。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは今の見解をお伺いすると、判決は出ています。それは間違いないですね。今の答弁だと、これが確定していないというような答弁ですけれども、これ多分、僕は間違いだと思います。町の立場は確定していないと思っているけれども、判決ですから確定していると思いますけれども、控訴する場合は、この一審の判決というのは判決ではないのかどうか。私はそういうことではないと思います。判決に対して不満だから控訴するというのが通常の裁判の流れだと思いますので、確定していないということではないと私は理解しています。町の立場としては確定していないと思いたいのもかもしれませんけれども、ただ、先ほどから繰り返し言うように、どなたでも閲覧はできると。先ほども休憩中に裁判所から連絡があ

りましたけれども、所定の手続を経ればコピーも渡せるかどうか裁判所のほうで判断しますということでした。繰り返しになりますが、当事者である町が、第三者に見せたり複製を渡したりすることは何ら問題ないということです。今は、そうだった上でも、相談した結果、見せられないということだと思っておりますが、そういうことになると、私たち議会は、この判決も見ずに町の主張も分からない、被告の主張も分からない、適切かどうか分からない、裁判所の判断も分からない。そういった中で町民を訴えることに了解してください。そういうことでは、本当に、私はこれを判断できるのかどうか。非常に難しいですし、ほかの議員の皆さんも訴えている町民の主張も分からない、町の何を言わんとしているかも分からない、裁判所の判断も分からない。そういった中で判断するのは、町民を訴える。非常に難しいです。休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時06分）

○議長 玉城 勇君 再開します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ですから、今後の裁判の展開とかはありますけれども、まずここでは、私たち南風原町議会が、南風原町がやろうとしている町民を訴えるという行為を認めるのか、認めないのか。それが今、問われているのです。本当に重要な判断だと思います。その前提として、これまで幾つかの不祥事は非を認めるべきところは認めて、おわびをして和解している。今度の案件は、その第三者である客観的な判断を下す司法機関の裁判所の決定に対して、納得できないからさらに町民を訴える。その判断を判決結果も示さないで、私たちに判断しろと今言っているわけです。非常に苦しい。再度、私は、この判決を見せて、この辺りが納得いかないとか、この辺に、副町長から先ほど答弁がありましたけれども、その根拠とかありますよね、判決。当然皆さんご覧になっていますから。判決に全て書かれているのです。これができないというのは、ちょっと理解ができない。ですので、再度出せないかどうかお伺いしますし、もう1点、示すことができないのであれば、すべての争点と町の主張、そして被告の主張、町民の主張、そして裁判所がそれを見てどう判断したか。そこをしっかりと説明していただかないといけません。僕はこれを見せればすぐできると思いますけれども、見せないというのであれば、そういう説明をしていただきたいと思います。その上で、だから町民を訴えますということ再度説明していただける

と、お願いしたいと思えます。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。議案書には、確かに当事者「町」と、被告「町民」という表現を取っていますが、これは議案としてそういう表現を取っていますが仁士議員の強調されている町民を訴えるという、こういう考えではないんです。今回の一審に対する裁判所の判決、この主文のほうは事件の内容に書いてあるとおり、これがまさに主文なんです。この結果について、先ほど申し上げましたいわゆる実損額、原告が町に残地補償を求めた根拠となる数字、これが固定資産税評価額を提示されて、裁判官もその数字をもって900万円の差額が出ているから、その分は残地補償として支払えという判決になっているわけです。これに対して、本来残地補償の額を算定する根拠数字、これが固定資産税評価額ではなくて、国土交通省が言っているのは、いわゆる裁判所に証拠として提出できる不動産鑑定士が鑑定した鑑定額ということなのです。だから、そもそも補償額の、残地補償の額を算定する基礎数字の資料が、町としてこれについては納得がいかないということで、今回の控訴に至っているわけです。ですから、町民を訴えるというよりは、先ほども言いましたが、今後の業務を進める上でも、今回のまねな事例を、このまま結局これで結審となってしまうと、今後もこういう類似事案が出た場合に、やはり町の主張する固定資産税評価額に基づいた適正な補償額を算出すべきだということを、改めて二審で、控訴審でこれを主張したいということですから、今後の業務にも生かしていきたいという思いもありますので、町民を訴えるという意図は全くないということ、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

あと、細かな原告、被告の主張、それに裁判官の判断というのは、分かりやすく言えば、ここに主文である、いわゆる(1)については928万円、額の補償については、これは2筆あるわけです。道路に面している切れたところと、その奥のアパート、建物が建っている土地、この2筆について固定資産税評価額が下がった合計額が900万円余りということです。それに言う、いわゆる遅延利息といいますか、それが民法で言う5%、それをしかるべき日から支払いまでの額を計算して払いなさいということなんです。20万円というのは、工事完了後、原告がこれまで異議申立て、あるいは不服申立て、こういうことを何回かやったが、それについて町が取り上げてくれなかったということに対する精神的な苦痛に対する、いわゆる慰謝料ということでの判決が20万円です。それ以外にも、額は20万円

ではなくて、もっと高い額を慰謝料として請求していたが、それは裁判官が、最終的には20万円という判断をしたということです。あと訴訟費用については、これも民事訴訟法で言う、いわゆる勝訴したほう、負けた側といいますか、今回は町ですが、これを全面、100%敗訴ではなくて、一部は原告の主張も却下されている部分がありますから、その割合で6分の1対6分の5という表現になっています。これが主文の内容です。説明責任の欠如というのは、もともとは高低差が出るという説明を受けなかったということが、そもそも町に対する異議申立ての原因であります。当時、4メートルの2か所の出入り口があったのが、これを一部高低差が出たため使えなくなったために、一方に6メートルの新たな出入り口を、いわゆる町としては機能補償ということで理解をしていたが、裁判所の判断は、機能補償は機能補償、残地補償は残地補償で別個にやるべきだという考えを裁判官から言われております。その解釈の取り違いです。先ほども少し触れましたが、全体に対する潰れ地の割合、それが著しく経済価値を下げるものか、おとしめる内容なのかについて、これまでのいろいろな用地買収に絡む事業を執行した経験的に、数%は当たらないのではないかとということで、当時はそういう理解をしていたということで、原告はそれについて不満だということが、ここでお互いの意見が合わなかったということがあって、裁判所は原告の主張を認めたということでもあります。主な内容はこういうことでもあります。私からは以上です。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 先ほどの質疑は同じ質疑だったのですが、この裁判結果に開示できないかという質疑で、町としては、先ほど言いましたように、弁護士の先生に確認したところ、開示するべきではないという判断となっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 副町長も非常に苦しい、説明するのは大変ですよ、この膨大な量を。今言っていることは何となく分かるのですが、読んでいない人はほとんど分からないのではないかと。ましてや、町民の皆さんからすると、客観的に判断できるのかというのが非常に心配だと思います。私は判決を堂々と出して、それで私たちに判断を仰いでほしかったと思います。今の心境でいくと、裁判ですから町と町民が争って、今、副町長がおっしゃった考え方は理解できます。ただ、裁判ですから、私の今言っている町民を訴えるということは間違いではありませんよ。考え方は分かります、理解できます。ただ、結果としては世間一般

から見れば、町が町民を訴えるのですよ、裁判所に。原告ですから。原告、被告という立場があるわけですから。それを判断するのが非常に難しいという、ちょっと主張は平行線ですけれども。これでいくと、まさに今、いろいろな町の立場も分かりますけれども、見ている町民の皆さんに分かりやすく言えば、100万円の絵の端っここのほう、100分の1を切ってしまった。だから1万円しか補償しませんと言っていることと同じように見えます。この裁判所の判断を見ると。当然、町としてはこれからの事例とかも含めて精査すべきとか、慎重に判断したいという気持ちは分かりますけれども、新聞報道で「信義にもとる」という表現まで書かれてしまうと、どういふものを根拠に私たちは町の主張を認めるのか、認めないのかということ、町民に伝えたいのだからと。本当に苦しい選択です。裁判所と言われる第三者機関の言うことに納得できないという、一方、町側の言うことしか聞けない私たちは、非常に判断が難しいということを申し上げますけれども、最後に、控訴した場合、先ほども……、本当は細かい説明もしたいのですが、開示されないの町民の皆さんは分からないと思いますからあれですけれども、今争われているのは、あくまで固定資産税評価額です。控訴することによって市場価格が倍だったり、何倍という補償に切り替わる可能性だってあります。市場価格が出たときに。今回の裁判が、町民に必要な負担を負わせるものではないと言い切れますか。現時点での考えでしかできないと思いますけれども、お答えください。僕はそうあってほしい。本来であれば、落としどころを見つけて、この辺はこうだった、この辺はこうだった、町民を訴えるような行政であってほしくないと思います。それでも訴えるというのであれば、町民に必要な負担を背負わせるものではないと言い切れるかどうか。その辺、併せてお答えいただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。控訴することによって、確かに新たな費用が発生いたします。固定資産税評価額で算定された、今回の残地補償の額900万円余り、代理人弁護士がこれまでの類似事件をいろいろ調べた結果、国土交通省が国庫補助事業について用地買収をする際の指標となる価格を、固定資産税評価額で求めている事例はないと。これはあくまで、裁判資料として有効な不動産鑑定評価額ということがあります。施工前の評価額は資料としてあります。今回、次の議案でも予算計上していますが、新たに現時点での鑑定額を取るための補正額を計上しております。

今の評価とといいますか、それについては事前に固定資産税評価額ほどの差はないということをお前提に進めて、そのために新たな控訴審に対する証拠資料として準備をする予定であります。これはあくまで町として、非常に全国的に事例の少ない案件を、このまま結審で終わらせて、今後の業務に不安を抱えながら、やはり今後も自信を持っているいろいろな法令、規則等に照らして、国の指針に照らして、自信を持って仕事に取り組めるように、今回の事案を一つのきっかけにして、それぞれの担当部署で業務に精進するためには、やはり曖昧な形で終わらせることではなくて、今後の業務に生かすという大きな目標、目的もあるわけですから、そこは是非ご理解いただいて、代理人弁護士の意見も踏まえて、町は今回の議案上程に際しては庁議で議論をしまして、やるべきだという結論に達したということでの経緯もあるということをお申し添えて、是非今回の訴えの議案についてはご理解いただければと思います。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時25分)

再開 (午前11時26分)

○議長 玉城 勇君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは照屋仁士議員のご質疑にお答えいたします。その前に、議案第17号に関しましては、議員の皆さんに、本当にご心労をおかけしていることについて、まずはおわびを申し上げます。申し訳ないと思っております。この資料の判決文の開示でございますけれども、その件は基本的にこれまで答弁したとおりでございますが、今、顧問弁護士に確認いたしましたところ、やはり考え方として、一審の判決が出てはいるのですが、まだ係争中だという考え方がありますというお話でした。私は直接聞いていませんけれども、担当が電話で確認していますけれども。それと同時に、退職した職員の名前もありまして、多くの個人情報が含まれていると。もし、どうしてもというのであれば、これはちゃんとした情報公開の制度にのっとってやらないと、後々困るよと。そういうアドバイスがありまして、町の判断ですけれども、弁護士のアドバイスに基づきまして、町としては開示しないほうがいいと判断したということでございますので、そのために副町長から説明があったとおりでございます。ご理解をお願いしたいと思います。

まず、この訴訟の基本でございますけれども、原告の方の訴えは、用地交渉の段階で高低差が出るという説明がなかったという本人の主張でございます。これが本当の主張です。一本です。あと、九百何万円とい

うことは、そういうことがなかったために、自分は不利益を被ったと。だから、固定資産税評価額が下がって、その差額の分は不利益になっているからその分補償してくれというのが主張でございます。それに対して、町といたしましては、その当時、用地買収、用地交渉時点で分かる情報の範囲では説明をしております。その時点で説明をしたけれども、確かに高低差が出るという説明は、自分としてはやった記憶はないと。また、地権者の方からも、原告の方からも、特にそういう質問はなかったということで、本人はそういう説明をいたしております。その後、用地交渉が終わりまして、用地買収も済みまして、その後工事に入る前に、約2か年間、用地交渉が終わってから、用地買収が終わってから工事が終わるまで2か年間あるのですが、その間に、現場担当のものは地権者、原告の方に何回か来ていただいて、こういう高低差が出ますけれども、どうしようかと相談をしているのです。相談する中で、現在、4メートル、4メートルの間口が2つあるのですが、これを1か所に集約しまして、間口も2メートルにしまして、機能補償的なこともやりまして工事をしようとして、そういう説明をして、原告の方もよろしいですよと同意した上での工事に入っていると私は報告を聞きました。そのときに、これはあくまでも想像ですけども、当時、2か所ある間口の片一方は、要するに段差が出る予定の箇所につきましてはトンプロックが置かれておりまして、機能としては、片一方からしか入っていないことが、写真からしますと想定されまして、それで、ご本人も1か所に集約することをどうしたのかという、これはあくまでも、私が後で感じた点ですけども、とにかく町といたしましては、誠意を持って地権者に対応してきたと認識をいたしております。その完成後に、裁判所としてやはりこの辺は、町は誠意を持って対応しましたと。ただし原告の方は「いやいや、全然説明がなかったよ」と。「説明があつたら私はそれなりの要望もしたのに」ということかもしれません。そういうことで、判決には裁判所の意向が反映されていると私は考えていますけれども、そういうことで、これがまず原告の方の訴えでございます。町としましては、もちろん誠意を持って説明したということが、裁判所で取り上げていただけなかったと。それについてやはりしっかりこないというものは正直でございます。同時に、この九百何万円という損害額につきまして、先ほど副町長からありましたように、固定資産税評価額が幾らかあったものを、それが変更になった段階で差額が九百幾ら出たということで、その額の部分は財産の評価が下がったから、

その分を損害賠償として請求しているということになっているわけですけども、先ほど、副町長からありましたように、補償の段階では不動産鑑定評価でもって対応すると。要するに道路を整備する前の不動産鑑定士の評価額と、段差ができたという部分も含めて、整備した後に不動産鑑定士が鑑定した評価と、後のほうが下がってれば、当然これは工事による損害だということで、損害賠償の話になるかと思えますけれども、そうではなくて、固定資産税評価額でもって、損害、実損の請求をしているという部分が、町の主張としては受け入れられていないという判断をいたしまして、そのあたりも、顧問弁護士からも指摘がございました。こういうことは、今後の公共事業を進めていく上では、やはり町の意見としてしっかりと主張すべきですというアドバイスもありまして、今回、この訴えの提起になったということでございます。先ほど副町長からございましたように、町民の方と争うという、結果的に議員ご指摘のとおり、やはりそういうことになっておりますけれども、町の本旨としましては、裁判所の判断に町の主張がほとんど入っていないという部分が納得し難いということでございますので、是非議員の皆さんのご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔照屋仁士議員から「町民に負担を与えるものではないということですか。」の声あり〕

○町長 赤嶺正之君 失礼しました。これは、確かに議員ご指摘のとおり非常に心配な点でございますけれども、基本的に、町民に負担を与えないということがどういう判断になるかです。例えば、今回の判決の段階でも、基本的にこれは予算化して、この一審を、控訴を断念した場合ですけれども、一審の九百二十何万円の支払いに関しましても、予算化して、町の予算でもって弁済するということになりますので、基本的に控訴審の結果がどうなるか分かりませんが、もし一審の判決が支持された場合は、基本的に町の予算でもって弁済するということになると考えておりまして、しいて言えば、これは町民の皆さんの税金でございまして、町民の皆さんに負担をかけるということになるかと思えます。それ以外にもまた、先ほど来議員ご指摘のように、町民の方と町が係争をするということ、やはり可能な限り避けたいということはありませんけれども、その辺はまた町民の精神的な負担を強いることになるかと思っておりますけれども、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、町の主張が、この判決に少しも、我々が思うほど触れられていないという部分が納得し難いということですので、決して、町民の方

と係争をずっと続けていくという考えではないということ、またご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 これまで町は町なりに丁寧な答弁がなされたものだと思っております。私なりに一部、あるいはこれまでやった分もあるかもしれませんが、それは、ちょっとはしょってでもお答えいただきたいと思っております。その点についてもしかぶっているのがあればです。まず、争点が2つあると思うのですが、その主なものは、今、町長がおっしゃった高低差が生じることによって、残りの土地の価値が下がると。その算定方法の問題だとか、それからそのことを説明した、しない、説明する必要がある、ない。私はこういったことだと思っておりますが、ただ、役場はどういうふうにそれをおっしゃるのか確認したい。それと、裁判所が判決を下した。町長も副町長も、自分たちの主張がほぼ取り入れられていないという判断のようですが、それでは、裁判所はどうしてそのように判断したのか。そのことも示されているはずですが、これについてまずお答えください。

それから、ちょっとかぶりますが、主要な、主な、あるいは争点の第一は、行政の説明義務違反のあり、なし、有無、あり、なしであるかどうか。あるか否か。これをお答えください。次のページの4番控訴の趣旨にあり、町の主張が認められず納得しがたい、一番下の行に書いてございます。今、町長がおっしゃったことだろうかと思うのですが、これが主要の争点であるかの確認です。あると思うのであるか否か、お答えください。今のは、納得できないというのはそのことですかということ。ここで言う納得できないというのは、主にそのことですかということについてもお答えください。

それから、これまでの答弁の中でも928万円でしたか、これの算定根拠の出し方が、税の計算をする資料であるが、今回の結論は、それを使っているが、それは正しくなくて、私の今受けていた中身ですが、これは国交省の示している方法ではないと。そういう主張のようではけれども、こういう主張であれば、これまで6回あったという裁判の中で、なぜ主張しなかったのか。主張する機会がなかったのか。私はあったと思っております。裁判の積み重ねの細かい中身はもちろん、そうなる膨大な量だと思っておりますから聞きませんが、当然担当部署が普段は関わられて、私は、節目節目では重要な判断とか、いろいろな側面を町が報告するなどの

ことは、当然あったらと思うので、当然そういう主張をする機会があったはずだと私は思いません。それをせぬままに第一審の判決が出たので、よく読んでみたら、これ言ったかというふうになっているとすれば、私は、あまりにもお粗末な裁判対応ではないかと思っておりますので、今おっしゃった理屈を、第一審で主張したか、しなかったか。していなければなぜしなかったのかという点をお聞きします。敗訴の原因も聞こうかと思っておりますが、もし分析しておられればお聞かせください。

それから、控訴の趣旨、別の言葉で言えばどういう判決を求めるのかということについては、これは、控訴の申出の際に必要な事項だと私は認識しております。当然準備されている……、日にちはあと何日かゆりがあるようではけれども、それがあから控訴するのであって、肉づけは後でいいとなっていますよね。理由づけは50日後でいいとか何とかです。理屈づけは、どういう判決を求めるのか。一審を取り消すのか、修正するなのか。

それと事実の認定は、1メートル近く上がったとか、出入り口を集約したとか、そういった事実認定について争うのか、あるいは裁判所が示した理屈、理論、これを崩すために、この理論はおかしいという主張をなさって、これを改めようとするのか。その辺は絡みまされけれども、かぶりますけれども、言葉で言いますと事実認定の変更を求めるのか。新たな証拠で立証するのか。そうであるとすれば、先ほどかぶりますが、なぜ一審でそれをしなかったのか。展開しなかったのか。今さらと言ったら、その後違いが分かったということはあろうかと思っておりますけれども、それはあることはあるだろうが、なぜなのかということです。私はそういうのは、控訴審の審議は1回きりというのが圧倒的多数だと言われております。これは私が勝手に決めたのではなくて、平成29年度の司法統計というのがあって、この中でも、控訴の裁判の中で口頭弁論がなされた事件数が1万2,538件あったが、そのうち9,830件は1回だけだったと。78.4%です。そして、1回だけの場合、ほぼ控訴棄却だと。要するに、訴えられたけれども、皆さん方の内容は、検討したところ理由がないということで、一審が維持されるというのが、変更されたのがむしろこれは逆ではけれども、1万3,744件中、1,891件、13.75%、これも平成29年度。これは私が言っているのではなくて、たまたま開いたホームページの、インターネットの第二東京弁護士会、赤塚洋信さんの文章の中にありました。控訴審というのはそういう状況ではけれども、こうした中でも主張する必要がある

から主張する、これは大事なこともかもしれないが、勝ち目はありますかということです。もちろん、逆に言えば14%は勝てる統計もあるということですから、勝ち目があるかどうか、改めて伺います。

それから、同じ北丘学校線というのか、町道3号線の整備事業の中で、最終的には平成25年ぐらいから指摘されているようですけれども、平成27年度に会計検査院が国会に報告した指摘の中では、南風原町も指摘されました。その結果、その平成27年度の補正予算で1,221万6,000円を、国庫返還した案件がございました。どなたか、簡単にいいですので、ざっと経過報告願います。この件については事実ですけれども、町が補償したのはそのまま補償されている。一方、国には補助金を返還したということからすれば、結果としては全額を町が補償したということになっています。その事実間違いがないか確認してください。

それから、今言った国庫返還を求められたことについては、このときも執行部は納得できないと言いながら、それでも国には、裁判もせず、争いもせず、そして補償先には返還も求めない。結局、一般町民の負担に期するというので、私の理解は負担させやすいところに負担をさせるというやり方になっているのではないかと考えています。単費で過大補償をする。この事例ですけれども、一方では説明をする必要はないと言って補償もしない。裁判所がそのやり方を指定しても従わないというのが今の状況。このことをもし否定できるのでしたら否定してください。

それから最後ですが、今の点と少しかぶりますが、町民へは補償を説明する必要はなしとしながら、裁判所で補償させられる判決には不服を唱えて控訴を提起しようとしています。別の表現で言えば、不当な補償と指摘をする国には従って、一方町民には、補償する必要があることを説明する必要はないとしながら、それが裁判所から否定されると、これは不服だとしています。という、今の事実がこうなっています。同じようにこれも否定できますか。以上についてお答えください。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。まず、1点目の判決書の提示については、これまでやり取りの中でありましたように、口頭で趣旨について説明をいたしましたのでご理解ください。

2点目の行政の説明義務違反であるか否かということですが、これは判決文では行政の説明不足、いわゆる信義則の原則に照らして足りなかったと。説明義務違反だということでの指摘を受けております。

②の納得できないのはそのことかということですが、そのことではなくて、これも再三繰り返しになりますが、残地補償の計算の基となった固定資産税評価額と不動産鑑定額の違いを、取り違えていないかということでの疑問があって、今回の控訴になっているということでもあります。

③については……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前11時50分）

再開（午前11時51分）

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そうであります。納得できないというのは、補償額の算定の基礎となった資料に納得ができないということでの改めての控訴で、改めて不動産鑑定額の資料を提示して控訴審に臨みたいということでもあります。

③については、直接法廷で参加したあれはなくて、これがもし必要でしたら、所管部のほうで、担当部のほうで、分かる範囲で答えさせようと思います。

敗訴の原因については、判決文にあるとおり、十分な事前説明がなかったということと、そして残地補償については、出入口を新たに拡張して設けたということで、機能補償で補ったということの理解で町はやったということです。それに対して、原告は納得がいかなかったということでの訴えであります。

控訴の趣旨ですが、これも先ほどの件と一緒に、残地補償額の基となった算定数字の基礎資料が、固定資産税評価額について納得いかないということで、今後の業務にも影響があると判断をしまして、改めて国土交通省の指針に基づいて、不動産鑑定額で主張していきたいということでもあります。

③の一審で出さなかったというのも、私のほうで内容的には把握していませんので、所管部のほうで分かる範囲で答えさせたいと思います。

5番目の控訴審の勝率ということですが、確かにそういうことだと思います。一審の争点については、双方が回を重ねて審議しているわけですから、同じ内容を控訴審でやる必要はないということで、同じことをやると却下という感じで棄却ということになると聞いています。ただ今回は、一審では争点にならなかった新たな資料を提示すると。いわゆる残地補償の基礎数値の資料を出すということですから、勝ち目については、これは控訴審の中で町の主張を申し上げて判断を仰ぎたいということでもあります。

根拠については、これから先のことですからお答えができません。

6番目の平成27年当時の指摘事項については、これも担当部署のほうで、内容については説明させたいと思いますのでよろしくお願いします。

7番目の、これは会計検査院の検査後の指摘を受けての返還ということですので、会計検査院にはそれだけの税金を使って事業を整備するわけですから、会計検査院が指摘した内容については、これはもう現行制度上は従わざるを得ないと。それを指導した国についてはどうかという質疑のように受けますが、それについても当時、何回か直接、国土交通省に担当職員が何回か事務調整のために直接国土交通省に行って、そこでいろいろ相談もして調整もしたということを知り、結果的にはここで指摘のとおり、そういう結論に至ったということもあります。

8番目は、国に従順とかいろいろありますが、そういう考えではなくて、やはり補助金の適正化法といいますか、国庫補助の適化法とかいろいろな関係法令、例えば、今回の場合には国土交通省所管の事業ですので、国土交通省が出しているいろいろな提要とか規準とか要綱とか、それに沿って照らして業務を進めているわけですので、今回控訴する内容については、その資料等も読み込んで、町の主張が退けられた部分について、改めて問いたいという内容であります。以上です。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 穀議員の質疑にお答えします。先ほどの3番目と、次のページにもダブると思うのですが、今まで6回の裁判の中で、今回控訴する材料としての、今の固定資産税評価額とか土地の評価との鑑定をなぜ提示できなかったかという質疑に対して、1回から6回までの裁判があったのですが、その裁判の内容に関しましては、原告からの供述書類に基づいてこちらが回答するということの6回なのですが、その内容が、先ほどから町長、副町長もおっしゃっていますが、最初に説明がなかったとか、段差がつくことが分からなかったとか、間口が1か所になるのが分からなかったとか、もちろん町と争われているのはこの金額、固定資産税評価額の減額ということで表示があるのですが、その6回の供述書の中では、こういう原告からの「なぜ下がったか」とか、そういうこれがないために、僕らの資料として提示できなかったということなんです。

6番目の会計検査の指摘事項については議員がおっしゃるとおりです。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 ご答弁ありがとうございます。

上程前に休憩中で申し上げたことに戻ってしまうのですが、今、仁士議員の質疑も含めてですが、僕もやり取りをした争点についての、副町長と私とのやり取りも含めてですが、これが双方の主張ですと。相手の主張はこうだけれども、私たちはこうすべきであるということなども言われているけれども、これは、皆さん方は、判決書はお配りになっていない。配らない判断をしたということですよ。ですから、判決に本当にそのことが書いてあるのかということについても証明しなければいけないわけですよ、皆さん方は。今説明されていて、信じます。しかし、証明はどうされますかということ。今議論が展開されましたけれども、この証明、裁判所はそうおっしゃっていますということに、原告はこうおっしゃっています。裁判所は認定しているわけですよ、判決書の中で。そのことをこうですと答弁として報告なさるわけだけども、本当に裁判所にそう書いていますかということについては、証明をしてもらい必要があるとすれば、何をもって証明されますかということ。そして、幾つかの主なことについては、私はある話の中では、説明義務はないということを役場が主張されていると伺いました。広告縦覧期間があるからそれを見れば分かるでしょうか、情報公開条例もあるから、それを活用して、いつでも必要な情報が見られますとか、だから説明をしなくても自分で分かるじゃない。こういうことが書かれているという情報もあります。そのことには触れませんでしたよね。だから私は、これも大きな争点、そういう点で説明義務がないと言っているのが役場の主張。裁判所の立場で、皆さん方はきちんと職員に指導すべきですということもあるということも聞いております。だからそのことも、私も今証明ができない。情報として話がありました。こんな状況で話をしても、一体何が本当だということにもなりかねないわけです。

そして、幾つかの主なことについては、私はある話の中では、説明義務はないということを役場が主張されていると伺いました。広告縦覧期間があるからそれを見れば分かるでしょうか、情報公開条例もあるから、それを活用して、いつでも必要な情報が見られますとか、だから説明をしなくても自分で分かるじゃない。こういうことが書かれているという情報もあります。そのことには触れませんでしたよね。だから私は、これも大きな争点、そういう点で説明義務がないと言っているのが役場の主張。裁判所の立場で、皆さん方はきちんと職員に指導すべきですということもあるということも聞いております。だからそのことも、私も今証明ができない。情報として話がありました。こんな状況で話をしても、一体何が本当だということにもなりかねないわけです。

それと、この裁判判決の中身には、先ほど個人情報云々がありましたけれども、それはきちんと黒塗りをして、個人が特定されないようにやればいだけのことだろうと私は思いますが、ほかに思うことがあって出せないということなのか分かりませんが、仁士議員がおっしゃったように、あくまでも皆さん方が一方の当事者なんだから、関係者皆さんのほうですから、もちろん弁護士に相談するのは勝手ですけども。あなたの方の判断が第一ですと申し上げたい。助言を受けるのは当然です。そういう状況にあるということについては私に考えています。その点でいかがなのか。お答え……、それを出してもらえばすぐ分かるのです。そういうこ

とでございますので、今の点はいかがでしょうか。どなたが責任者か。お願いします。

○議長 玉城 勇君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それでは穀議員のご質疑にお答えします。基本的には、先ほど仁士議員に答弁したとおりでございますけれども、改めまして、今のご質疑では争点の質疑でしたけれども、先ほど来言っていますように、説明責任に関しましては、用地交渉の段階で得られる情報を基に誠意を持って説明したと報告は受けております。その中で、完成形と言いますか、将来こうなりますという部分での資料がなかったのでしょうか。多分、聞かれなかったから、または自分もそういったものを把握していなかったからという証言の仕方をしているようですので、しかしながら、我々としては、当時ある資料の範囲内では誠意を持って対応したと考えております。と申しますのも、先ほども言いましたように、用地交渉から工事完成まで2か年の期間がありまして、その間でご本人にはちゃんと、現場のほうで、工事に入る段階で説明をして了解をいただいて工事に入ったという経緯がございますので、我々としてはそのあたりを裁判所のほうで触れていただきたかったと思いますけれども、それは触れていなくて、説明責任義務違反だということになっているものですから、そのあたりは腑に落ちないというところがございます。先ほども触れましたけれども、残地補償の件になりましたけれども、当然、当時は、先ほども言いましたように、間口が2つありまして、2つとも接道しておりますけれども、1か所はトンプロックが置かれて機能していない状況でもあるんですよ。そういった中で、町としましては、工事に入るときに1か所は4メートルあるのを6メートルに広げてスロープ型にして、ちゃんと機能的な部分が補償できるような形での工事ということ、そのあたりも口頭弁論でどの程度触れたか分かりませんが、そのあたりも町の誠意に全然触れていないということで、腑に落ちないということでございます。この件に関しましては、もう既に裁判所が、要するに我々は行政実例といえますか、行政実務的な判断でやったのですが、裁判所としては、きちんと説明するべきだと、法的にはきちんと判例があるみたいです。そういうことで、我々の方針と、我々は行政実務を優先したのですが、裁判所としては判例を優先したという判断なのかと私は考えていますけれども、それに対しては、裁判所の判断ですからやむを得ないという部分は考えております。しかし、そこもまた二審で訴えるかどうかは、弁護士と相談しないといけないですけれども。

あとは、損害賠償の件ですけれども、説明がちゃんとされなかったために、自分はこういった損害を受けましたという訴えですけれども、工事する前の不動産鑑定評価額と、今現在、整備した後の不動産鑑定評価額とどう違うのか。もちろん整備以前よりも現段階の評価が落ちていれば、やはり不利益を被ったということとで実損ということになるかもしれませんが、先ほど来、副町長から説明がありますように、この九百何万円という数字は、固定資産税評価額を見直して出てきた数字だということです。これに関しましても、専門的には詳しく申し上げられませんが、やはり基準があるみたいで、この固定資産税評価額と不動産鑑定士が評価する鑑定額とは、基本的に違うのではないかとこの町の考え方があるわけです。ただし、裁判所のほうとしては、大なり小なり、少なからずも固定資産税評価額というのは、何らかの影響があるのではないかとこの考えもあったみたいで、そのあたりが第二審での争点になるかと予想はいたしておりますけれども。そういうことで、判決文を出せない分、私は可能な限り丁寧に説明しているつもりですけれども、そういうことで、先ほども答弁しましたが、原告の町民の方に不利益を与えるということではなくて、やはり町の見解をしっかりと裁判所に訴えたいという意味があるということで、ご理解をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長 玉城 勇君 13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 町長、副町長のおっしゃることは、判決に基づいておっしゃっているだろうということは思いつつでしか議論はできないというのが残念ではあります。信頼関係です。やはり、なぜそれを一審で主張しなかったのかということなんですよね。何のために部長がいて、副町長、町長、このシステムがあって、裁判情勢、有利なのか不利なのかぐらいは、大体分かりそうじゃないですか。違うのですか。その辺もちょっと……、ずっと代理人の方が出ていて、職員はほとんどいなかったということで、そこはどっちがいか分かりませんが、こういう裁判結果が出るだろうということは、全く予想がつかなかったのか。先ほど、聞かれなかったからその主張はしなかったというふうに僕は聞こえちゃったんだけど、そうでなければまた直してください。町民の方の言う被った損害額の算定の仕方が違うと。税金のために……、不動産の鑑定評価とは違うということ、僕は、相手がそのように主張するならば、私たち行政側としては、その物差しではなくて、この物差しでやっていますというものを、しっかりと提示するのが当たり前だと、今の議論

を聞けば思うわけです。Aさん、あなた税当局から来た通知書とか、そういったものを出しているけれども、それはそれであるだろうけれども、行政では普通これではないのですということ、法廷の場で言っているはずなのです。それをしていないとすれば、そこはむしろ執行部の不手際になってしまうのではないかな。今さらそれを主張するのかと。確かに周囲の環境も変わって、道路も完成して、町全体が住みやすくなったというか、利便性が高まったので土地が上がるという、それはあり得るでしょうね、周辺の環境によって。工事がまだ途中だとか、その段階だったらまだ分からない、また違う金額も出るでしょうけれども。それはそういうことで理解しても、なぜそのときに、その算定方法はおかしいということ、これを主張しなかったのかというのが、今一番疑問に思うところであって、恐らくそれはむしろ、裁判所だって同じように思うのではないかと推測するわけです。説明する時間は十分設けられたはずだということで、その点、これはどちらなのか。よろしくをお願いします。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 お答えします。先ほどの質疑の中で、今回、二審に提示する証拠を、なぜ一審のときに出さなかったかということで、聞かれなかったからではないです。我々も、1回から6回までの裁判がありましたけれども、弁護士との調整の中で、この資料を出して裁判に臨むということで、ちゃんとした6回の供述書を提出した結果、このような結果になっているということです。

あと、固定資産税評価との照らし合わせのことを先ほど言われていましたけれども、あくまでも第二審で、今回不動産鑑定、先ほど副町長からも答弁がありましたけれども、この固定資産税の評価ではなくて、土地評価の価格をまた二審のほうで、根拠として出すということになっていますので、一審のときには固定資産税の評価の疑問とか、そういうのは焦点ではなくて、今回、土地の評価、固定資産税の評価との違いというものもある関係で、一審のほうでは、とりあえず1回から6回までのこちらからの資料を出した結果、今回の判決となっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私は大体いつも最後のほうに質疑をするので嫌がられがちですけれども、是非伺います。これまでの質疑応答を聞いてまいりますと……、その前に、判決文は裁判所に行って手続を取れば誰でも閲覧できます。私も読みました。全17ページ読んで

きました。今までの答弁では誠実に対応してきたとおっしゃっています。本当にそうなのか。今回、この案件を議案として提出される執行部の皆さんも、今回も、議会に対して誠実に対応しておられるのかという思いがいたします。1枚の紙2ページでもって議案提案をすると。そして、都市整備課長が最初のほうで、手短かにその理由を説明されましたけれども、それだけで私たちに審議してほしいということなのかな。これだけ大きな重大な案件だったら、もっと慎重に、前もって勉強会なりをするべきではないかと思います。私は、この件は控訴すべきではないという立場で質疑をしますが、先ほどの仁士議員の質疑の中の一つに、町長にお答えいただきたいということで、町民に対して、原告に対して、これ以上さらに負担をかけることは考えましたかという質疑があったと思います。それをどうお考えになるか。原告の主張、被告の主張、そして裁判所の判断、3つに分かれていますね、判決の趣旨は。それを読むと、本当に誠実に対応してきたのかと。皆さんは誠実に対応してきたとおっしゃいますけれども、私はこれまで知り得た限りでは、誠実には対応してきていないと思います。本当に誠実に対応してきたならこういうことにはならないと思います。副町長がお答えになっていた今後の工事、今後の事業のためにも、是非裁判所にも改めて判断を仰ぎたいということで、原告を訴えるのではないと、町長も副町長もおっしゃっています。しかし、この方は町民です。町民に対して私たち町が今訴えようと皆さんおっしゃっているのです。町というのは、執行部と議会、両方ですよね。両方もって「町」と言います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後0時20分）

再開（午後0時20分）

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 私は、この件は執行部と議会が一緒になって町民を訴えるべきではないと思います。先ほど伺ったように、原告の方に対してこれ以上の負担をかけないとお考えですか。7年間にわたって係争してきたと思います。これ以上さらに、その方に負担をかけていくことになるんですよね。それをどう考えますか。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。町民に新たな負担を強いるのかと。控訴審に入れば、今おっしゃった、少なからずそういうことになると思います。しかしながら、これも繰り返しですが、町民個人を相

手取ってということよりは、結果的にはそういうことになるかもしれませんが、町としては一審で議論のされなかった残地補償の算定基礎となる資料について、これまでの町が行ってきた、いわゆる用地買収に際しての不動産鑑定額を、今回、一審では全くこれが議論されていないものですから、控訴審ではそこを改めて主張したい。何回か、控訴審ですから、先ほど穀議員が、資料からすると大方双方の言い分は出し尽くされていますので、今回は一審で争ったものについてではなくて、新たな主張が証拠資料として提示する、いわゆる鑑定額の件で町の主張をしていくということですので、町民の方に負担を強いるかという、こういう投げかけをされると、幾分かはあるというふうに、これは何回か、いろいろ資料提出とか、あるいは裁判所で実際の口頭審理か何かで出る機会があれば、それはやはり負担になると思います。しかし、それ以上に、行政としてこれまでの町の事務事業の執行について、少なくとも関係法令に照らして、適切に執行しているということを過去にはそういうふうに来てきておりますし、今後もやる上においては、こういう一つの別の事例をつくってしまうと、やはり今後の事業執行に、いささかでも支障が出るのではないかと感じております。これは顧問弁護士、そして代理人弁護士からも、そういう助言、アドバイスをいただいておりますので、今回の控訴審については、町の、これまでも何回も述べていますが、そういう考えがありますので、是非議員の皆さんにはご理解いただけないかということでの提案をしていますので、それを答えとさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 先ほども伺いましたけれども、副町長がおっしゃったように、今後の事業のためにも……、でもそれはちゃんと、用地交渉のときに説明するべきところはやった。でも、後から工事を実施する段階で問題が出てきたわけです。用地交渉のときにきちんと説明がされていれば、工事の段階で問題は出ませんよね。だから私は、本件に限らずいろいろな場面でこういうことが出てくると思います。出てきたと思います。過ちは過ちで認めて、今後に生かしていく。皆さんの仕事の機能の中にチェック機能が生きています。チェック機能が生きていれば、きちんと機能していれば、こういうことにはならないはず。だから私は、過ちは過ちで認めて、今後のこととおっしゃるけれども、その方をさらに……、言葉は適当ではないかもしれないけれども、また追い詰めちゃうんですよね。この方一人だけではないですよ。家族の方、

親族の方々、心労がさらにずっと続くわけです。7年間もあったわけですからさらに続く。そういうことを考えた上で控訴するとおっしゃいますけれども、私は、先ほど申し上げたように、議会も一緒になって控訴すべきではないと思います。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後0時26分）

再開（午後0時26分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

ほかに質疑はございますか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第17号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは議案第17号 訴えの提起について反対の立場から討論いたします。大きく3点です。まず、今回の議決に際して、誰もが閲覧することができる判決文すら私たちに示すことなく、この判断をさせるということは非常に残念であります。是非、ほかの同僚議員の皆さんも、もし見られた方は今日の議論の内容も理解できると思いますが、見られていない方は是非ご覧いただきたい。自分の下す判断がどうだったのか、感じるができると思います。

2点目に、これまで町行政は様々な不祥事も、残念ながら起こりました。当然人間ですからミスもします。これまで、そのミスを認めるべきは認め、謝罪し、和解しということをやってまいりました。しかしながら今回の事案は、当然、考え方は裁判所の判断に対する考え方もかもしれませんが、結果として町民を訴える裁判を起こすかどうかということです。またその結果によって、私はどちらも得をしないと思います。だからこそ、そもそも町民を訴えるような裁判、この事実はいくらつくりにくい、そういう観点であります。

3点目、町や町長は、日頃から南風原町発展のために、誠実に業務を遂行しているものだと私は感じています。しかしながら、この行政の正当性を認める立場は理解できますが、先ほど申し上げたとおり、誰も得しないこの裁判、議会の判断によって訴えはせずに、第三者である裁判所の判断に従って、今回賠償す

る、そういう結果があっても、私はいいと思います。行政は正当性を求めたけれども、議会が判断して、どちらも得しないから裁判所に従おう、そういうことがあっても私はいいと思います。当然、そういう主張は行政側からも、この被告、原告からも、町民の立場からも言えないと思いますが、さらなる費用負担が増える、そして当事者以外の町民に対しても、この影響を考えたときに、議会がその判断でもってこの裁判を控訴せずに止める、そういうことがあってほしいと私は考え、反対の立場で討論させていただきます。ご理解よろしくお願ひします。

○議長 玉城 勇君 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 ほかに討論はありませんか。反対討論です。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 私は控訴するのに反対します。この議案に関して勝ち目はどうかということですが、控訴して争うことは、裁判所の判断を仰ぎ、今後の執務に生かしたいとのことだと理解します。それにしましても、町民を訴えるということの重大さに引き換えることだけのことがあるとは思えません。よって、控訴するのには今のところ反対です。以上です。

○議長 玉城 勇君 再度、原案に賛成者の発言はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 ほかに討論はありませんか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 私もこの議案には反対して、控訴すべきではないということの立場から討論を行います。まず、当初、各家庭に配布された提案理由の中には、何が納得できないということは何ら記載がありませんでした。ほかの議員が要求された裁判資料も、結果、出ませんでした。私は、町長、副町長を信頼しておりますから、答弁はその裁判書類に基づいた説明であろうということは信じるわけですが、ただ、証明という点では、まさにそのとおり書かれているかいないかというのは、それそのものを見ないと分からないわけです。そういう点では、残念ながらその疑問は拭いされないと思います。そういう点で、重要な判断を議員各位に仰ぐ上では、残念ながら不十分であると考えています。そして、新しい資料を提出するという話もございましたけれども、なぜこれが今さらなのかというのが、私はもう何回か説明いただいているわけですが、納得できないと。6回も公判がありながら、その機会がなかった。逸した。今でなければ得られな

い資料なのか。一審の判決が出た後しか、確保し、提出ができない資料であるということならばまだ分かりますが、私は、それであるということは説明がなかったと思っております。

そして、別件にも触れますが、同じ町道整備事業について、一方では国庫返還をして、結果単費補償をした。また一方では今の件ですが、説明責任を否定して補償を回避しようとしていると。損害を与えながら、あくまで補償から逃げるための、今度の控訴です。ということですから、私はこのような控訴はするべきではないし、こういう結論に至ったところを、なぜそんなのかということ、私は裁判過程の中で最高責任者の意見を求めたりとか、そういった気概があったのかなかったのか、もうちょっと詳しく聞きたかったところではあるが、質疑回数の中にもありまして、今回できませんでしたので、こういうことからして、矛盾を抱えていると申し上げて、このような議案は、大変申し訳ないけれども、この際は否決すべきだろうということと考えております。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに賛成並びに反対の討論はございますか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第17号 訴えの提起についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

(起立多数)

○議長 玉城 勇君 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。休憩します。

休憩 (午後0時38分)

再開 (午後1時39分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第4. 議案第18号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第1号)

○議長 玉城 勇君 日程第4. 議案第18号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第18号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第1号) 令和3年度南風原町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万5,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億3,820万円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第18号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第1号）について概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明いたします。今回の補正は、損害賠償請求控訴事件について、補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ100万5,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は147億3,820万円となります。内容については、6ページ以降の事項別明細で説明します。

では、歳入について説明します。6ページをお願いいたします。18款1項1目。財政調整基金繰入金100万5,000円の増は、今回の補正予算、歳入歳出の調整により、歳入不足額を補うため財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は9億9,419万7,000円となります。

引き続き、歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。8款4項3目。街路整備事業費100万5,000円の増は、損害賠償請求控訴事件に係る費用で、主に不動産鑑定手数料や弁護士委託料の計上です。以上が議案第18号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第1号）の概要です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきます。歳出の7ページの不動産鑑定手数料についてありますが、先ほどの議案の際に、固定資産税評価ではなく、不動産鑑定の評価額を調べた上で新たな証拠というようなやり取りがありましたけれども、この不動産鑑定によって、この鑑定工事施工前と施工後の差額が広がった場合の対応についてどうされるのか、教えてください。また、弁護士費用ですけれども、これについては総額なのか、着手金なのか、その後、別の費用がもろもろ発生してくるのか。そういったことについて教えていただきたいと思っております。お願いします。

○議長 玉城 勇君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 ただいまの質疑にお答えします。不動産鑑定料の差額が広がった場合ということですが、これはあくまでも裁判への提出資料ということで、この差がどう広がったとかの判断は、

鑑定が入れてからのあれなので、証拠資料として出すということで今のことを考えています。広がった場合どうするというのは、これからまた控訴審において確認事項ということになります。あと、弁護士料については着手金のみとなっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず、この不動産鑑定委託料、手数料ですけれども、考え方によっては、結果によって判断するということですが、今、町としては差額が縮まるという答弁が先ほどもありましたけれども、これが、万が一差額が広がるようなことになると、一番の928万円が安かったじゃないかという話にもなりかねないのですが、控訴は当然先に控訴されるのですが、取下げも含めてその検討はされるのか。それともこの差額が広がった場合、もう結果として出ているから、たとえこれで広がったとしても、証拠資料として提出されるのか。控訴取下げも考えるかということですが、その辺、現時点であれば教えてください。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えいたします。鑑定評価額の結果、この差がどうなるかということについては、これから鑑定額を入れてしか判明しませんので、それはもう提出後、裁判官の判断を仰ぎたいと思います。その結果、さらに次にあるのは上告ですね。最高裁に行くかという質疑だと思いますが、そこまではまだ……、まずは控訴審に臨むということで、その先はまだ議論をしていません。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午後1時46分）

再開（午後1時47分）

○議長 玉城 勇君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 すみません、今の質疑について答弁が抜けていましたので改めてお答えします。控訴審の流れによって、新たに証拠書類として出した鑑定額を巡って、これから論議が交わされるわけですが、例えば、途中で結審の前にどういう判断があるか。例えば調停が入って、その場合に内容によってどうするか。あるいは一番が新たな証拠によって効力がなくなっている差戻しになるのか。あるいは控訴審で新たな裁判官がそこで判断して結審するのか。大体3つがあると聞いております。いずれにせよ、まずは控訴して、裁判官の判断、いわゆる調停案が出るのか、差戻しになるのか、あるいはそこで結審するのか、判断が下されるのか。それは今後の推移を見る以外に……、取下げについても一緒です。いわゆる調停案の中でそういう議論が出ると思っておりますので、そこは今後の推移

を見ながら判断してまいります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 先ほどの議案で控訴することが決まりましたけれども、私としては、新たな証拠を提示するための不動産鑑定であると。やはり万の一つでも、さらなる町民の負担が生まれるような可能性が出てきた場合、そこは慎重に判断していただきたいということは申し上げたいと思います。以上です。答弁は結構です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。13番 大城 毅議員。

○13番 大城 毅君 先ほどの議案の中で聞こうかとも思ったのですが、そこは複雑になってしまうのでしませんでした。何点かの副町長の答弁の中で、顧問弁護士、代理人弁護士という言い方をしておられますが、通常、顧問弁護士はずっと年間を通してお願いしているわけですが、それとは別の弁護士をお願いして、この事件については代理人としてお願いしていると、こういう理解でよろしいですか。それともお二人にお願いしているということなのか。この辺りの説明を少しお願いします。

○議長 玉城 勇君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。町の顧問弁護士阿波根先生から紹介がありまして、代理人、岡島先生ですが、今回代理人として町でお願いしてあります。1人です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第18号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これから議案第18号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議長 玉城 勇君 起立多数であります。よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

休憩します。

休憩(午後1時52分)

再開(午後1時52分)

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第5. 議案第19号 南風原町固定資産評価員の選任について

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第19号 南風原町固定資産評価員の選任についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第19号 南風原町固定資産評価員の選任について 南風原町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。記 氏名 新垣奈津子、生年月日、住所は記載のとおりでございますので、お目通しください。提案理由といたしまして、令和3年4月1日付で総務部税務課長の職にあり、固定資産評価員について上記の者が適任であると思料し提案するものでございます。税務課長職の人事異動に伴い、後任者を選任するものでありますので、ご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第19号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第19号 南風原町固定資産評価員の選任についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。
休憩します。

休憩（午後 1 時 55 分）

再開（午後 1 時 55 分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

日程第 6. 承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について

○議長 玉城 勇君 日程第 6. 承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3 月 31 日付で行っております。専決処分した理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年 4 月 1 日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは承認第 1 号の資料をお願いいたします。資料を読み上げて説明いたします。まず、専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についての概要説明であります。令和 3 年度の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、家計の暮らしと民需を下支えするため、主に令和 3 年度の評価替えに伴う固定資産税の税負担の調整、住宅ローン控除の特例の延長等を行うなどの改正が行われております。その他、地方税法等の改正に合わせ、本町税条例の関連条項の整備を行いました。

主な改正内容、1. 個人町民税。①個人町民税の非課税の判定を行う際の、扶養親族の定義を明確にするために字句の追加を行っています。施行期日が令和 6 年 1 月 1 日となります。②新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明さなどを背景に、消費者において住宅取得環境が厳しさを増す中、内需の柱となる住宅投資を幅広く喚起するため、一定の期間内に新築、建て売りなどの契約を行った場合には、令和 4 年 12 月までに入居すれば、13 年間の住宅ローン控除の適用を受けることができる改正を行っております。施行期日、

令和 3 年 4 月 1 日となります。

2. 固定資産税。①適用期限が令和 2 年度までの土地に係る負担調整措置の仕組みを継続させるため、令和 3 年度から令和 5 年度まで 3 年延長します。また、令和 3 年度限りの措置として、負担調整措置等により税額が増加する土地について、令和 2 年度の課税標準額に据え置きます。施行期日、令和 3 年 4 月 1 日となります。②令和 3 年度評価替えに伴う下落修正の適用年度の改正で、据置年度となる令和 4 年度又は令和 5 年度について、地価の下落を適切に反映するため、価格を据え置くことが適当でないときは、これまで同様に下落修正を行います。施行期日は令和 3 年 4 月 1 日となります。

3. 軽自動車税。①環境性能割の臨時的軽減措置をさらに 9 か月延長し、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を 1 % 分軽減する改正を行っています。施行期日が令和 3 年 4 月 1 日となります。②種別割のグリーン化特例（軽課）について、令和 3 年 3 月 31 日までの期限を 2 年延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとする改正を行っております。施行期日、令和 3 年 4 月 1 日。

4. その他。関係法律等の改正に伴い、その他の条項について所要の整備を行いました。

以上が、承認第 1 号「専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について」の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第 1 号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって承認第 1 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第 1 号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

日程第7. 承認第2号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 玉城 勇君 日程第7. 承認第2号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題といたします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月31日付で行っております。専決処分した理由、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令及び租税特別措置法が改正され、令和3年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この省令及び法律改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をしたものであります。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは承認第2号、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の内容を説明いたします。まず、4ページの改め文を読み上げます。改正箇所は5ページの新旧対照表をご覧ください。南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。第3条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。第4条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「掲げるもの」の次に「(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(以下「特

定高度情報通信技術活用システム」という。)にあっては租税特別措置法第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備(以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。)に限る。))」を、「備品」の次に「(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))」を加える。第5条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、「(昭和32年法律第26号)」を削り、「第2号」を「第1号」に改め、「受ける設備」の次に「(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))」を、「備品」の次に「(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。))」を加える。第6条中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。附則(施行期日)1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。(経過措置)2 改正後の第3条から第5条までの規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

今回の改正内容をまとめますと、条例第3条から第5条については適用期限を1年延長することと、対象施設のうち、5G情報通信システムに当たっては、対象設備を規定することとあります。また、条例第6条については、適用年月日を2年延長するなどです。以上が承認第2号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すみません、言葉の意味を教えてください。不均一課税というのは、どういうことになるのでしょうか。これまでにどういう事例があったのか。今後どのようなことが想定されるのでしょうか。教えてください。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 この減免条例には、第1条から……、訂正します。この条例は、第3条に観光関係、第4条に情報関係、第5条に産業関係、第6条に未来投資促進法、第7条に地域再生法ということで、5つのパターンの減免条例が一つになっています。4つについては全部減免ということですが、第7条については、減免にパーセントがあります。三段階に分かれているものですから、そのために不均一、一律では

ないということになります。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後2時10分）
再開（午後2時10分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 言葉足らずですみません。課税免除というのは、全額免除です。不均一というのは、全額ではないということです。パターンが、具体的に言いますと、初年度が100分の0.14、2年度が100分の0.467、3年度が100分の0.933ということで、減免される率が3段階に分かれているものが、この条例の中に5つ、減免する対象のものがあありますけれども、その中の4つは一律の減免です。1個だけ、減免するのに3パターンあるので、そういうために、ここに減免及び不均一という言葉になっております。以上です。休憩をお願いします。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後2時12分）
再開（午後2時12分）

○議長 玉城 勇君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 事例はあります。うろ覚えですけれども、毎年、7か所か8か所ぐらいが申請して減免を受けています。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。
休憩（午後2時12分）
再開（午後2時13分）

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 そうすると今後、あるいはこれまでは、個人に対してはこういうことはなかった。今後もなかなかあることではないということですね、個人に対しては。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。
○経済建設部長 金城克彦君 そうですね。この課税免除は個人にではなくて、企業に設備投資を促すための免税の制度です。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。
（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに

決定しました。次に、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について、承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 玉城 勇君 起立全員であります。よって本案は、承認することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和3年第1回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午後2時14分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南風原町議会議長 玉城 勇

署名議員（議席番号5番） 金城 憲 治

署名議員（議席番号6番） 大城 勇 太